

環境活動計画書を作成するにあたっての指針

平成29年3月29日

豊橋市工場立地法に基づく準則等を定める条例（平成29年条例第17号。以下「条例」という。）第6条第3項の規定に基づき、同条第1項の適用を受ける者が同条第2項に規定する環境活動計画書を作成するにあたっての指針を次のとおり定める。

条例第6条第1項に規定する環境保全に寄与する取組（以下「環境保全取組」という。）に関する項目は次のとおりとする。環境保全取組の実施基準は、市長が別に定める。

1 事業所内活動型

- (1) エコ通勤の実施
- (2) 事業所内の緑創出
- (3) 環境保全・環境負荷低減のための社内教育の実施
- (4) 環境マネジメントシステムの導入
- (5) 雨水の利活用
- (6) その他環境負荷低減に資する取組

2 地域貢献型

- (1) 530運動環境協議会への加入
- (2) 事業所周辺及び周辺校区内の自主的な美化活動の実施
- (3) 干潟、海岸等における美化活動の実施
- (4) 外来生物駆除作業の実施
- (5) その他環境保護・環境保全活動の実施

3 支援型

- (1) 環境ボランティアへの支援
- (2) NPOや市民団体の環境に関する活動への支援
- (3) 環境活動振興基金等への寄附

4 その他

上記に掲げるもののほか、市長が適切と認めるもの